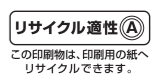


塩川地区第1区～第7区、姥堂地区  
(別府・上江・藤の木を除く)

# 家庭ごみ収集カレンダー

指定日の朝6時から朝8時30分まで(行政区で特に認める場合は、この限りでない)に、指定の集積所に出してください。  
※お住まいの地区以外の集積所には出さないでください。



**可燃ごみ** (燃やせるごみ)

**毎週 月・木 曜日**

可燃ごみの収集が国民の祝日、休日及び年末年始(12月31日～1月3日)に当たる場合は別紙「燃やせるごみ特別収集(振替収集)日程」にてご確認ください。

- ①使用済蛍光管・水銀体温計などの水銀使用廃製品、使用済小型家電、小型充電式電池、ライター、乾電池は市民生活課又は各総合支所に持ち込んでください。
  - ②「燃やせるごみ」及び「プラスチック製容器包装」の袋は、一定の条件を満たせば専用袋以外でも使用することができます。詳しくは「喜多方市家庭ごみの分け方・出し方(保存版)」をご覧ください。
  - ③家庭や事業所でのごみ焼却はやめましょう。また、事業所のごみは市で収集しません。許可業者に依頼してください。
  - ④スプレー缶やカセットボンベは使い切って屋外で穴を開けてから、不燃ごみに出してください。
  - ⑤指定袋に入らないものは粗大ごみとなります。粗大ごみ、家電リサイクル対象品、パソコンは集積所には出せません。
  - ⑥一升びん(茶系の1.8ℓびん)やビールびん(ビール類の小びんを除く)はリターナブルびんのため、販売店に返却してください。
  - ⑦詳しい分別の仕方は「喜多方市家庭ごみの分け方・出し方(保存版)」をご覧ください。
- ☎ 塩川総合支所 住民課 ☎ 27-2400



▲ごみの分別一覧表はこちら  
(喜多方地方広域市町村圏組合)

収集日	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
<b>資源</b> 空きカン ▶よごれは水洗い	7日	12日	9日	7日	4日	1日	6日	4日	1日	5日	2日	2日
<b>源</b> 空きビン ▶キャップをはずし水洗い ▶色分けする	14日	19日	16日	14日	12日	8日	14日	10日	8日	13日	9日	9日
<b>ごみ</b> ペットボトル ▶水洗い・キャップ・ラベルをとる 紙パック ▶中を洗い広げてひもで縛る	21日	26日	23日	22日	18日	15日	20日	17日	15日	19日	16日	16日
<b>み</b> 新聞・段ボール・その他紙類 ▶3種類に分別し、ひもで縛る	28日	6月 2日	30日	28日	25日	29日	27日	30日	22日	26日	24日	23日
<b>不燃ごみ</b> 市指定の「燃やせないごみ専用袋」をご使用ください。	1日 15日	7日 20日	3日 17日	1日 15日	5日 19日	2日 16日	7日 21日	4日 18日	2日 16日	6日 20日	3日 17日	3日 17日
<b>プラスチック製 容器包装</b>	10日 24日	8日 22日	12日 26日	10日 24日	14日 28日	11日 25日	9日 23日	13日 27日	11日 25日	8日 22日	12日 26日	12日 26日

※ルール違反により収集されなかったごみは、市では回収しませんので、各行政区にてご対応ください。